

たつの市パートナーシップ宣誓制度の手引き

たつの市

目次

I	パートナーシップ宣誓制度とは	P 1
II	宣誓をするには	
1	宣誓することができる人	P 2
2	宣誓手続きの流れ	P 4
III	宣誓後について	
1	パートナーシップ宣誓書受領証明カード等の利用	P 5
2	受領証等の再交付	P 6
3	受領証等の返還	P 6
IV	様式集	P 7

I パートナーシップ宣誓制度とは

性的マイノリティの人々がそれぞれの生き方を選択できる社会の実現を目指す制度です。

この制度は、婚姻や財産の相続、税金の控除等といった法律上の効果が生じるものではありませんが、たつの市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うと宣誓されたことを証するものです。

さらに、市民の方々に多様な性について広く知っていただき、適切に理解される機会となることもこの制度の役割の一つと捉えています。

何より、性的マイノリティの人々の生きづらさが軽減され、誰もが自分らしく生きることができるとなることを目的としています。

○ パートナーシップとは…

この制度において、「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的マイノリティである二人の関係」と定義しています。

○ 宣誓とは…

この制度において、「宣誓」とは、「パートナーとなるお2人が、市長に対し、人生においてお互いに協力し、ともに生活するパートナーであることを誓うこと」と定義しています。

Ⅱ 宣誓をするには

Ⅰ 宣誓することができる人

次の要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 性的指向が異性のみでない方又は性自認が戸籍上の性別とは異なる方
- (2) お二人とも、たつの市内に住所を有し、成年に達している方
- (3) 婚姻、事実婚をされていない方
- (4) 宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- (5) 民法上、婚姻ができない近親者ではない方（次ページの図を参照）
→ ただし、親族関係が終了した者同士の場合を除きます。

<用語説明>

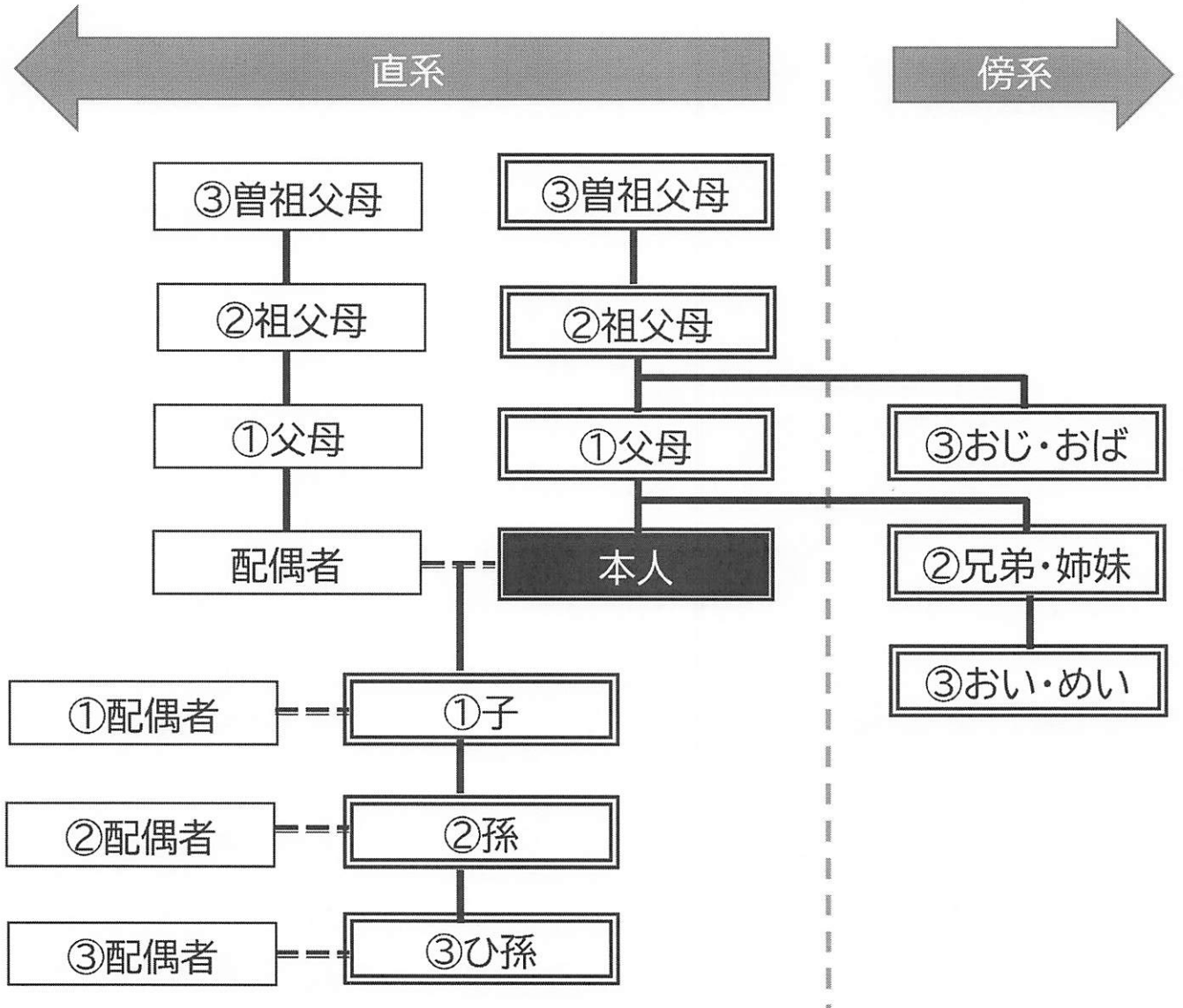
○性的指向 人の恋愛や性愛がどういう対象に向かっているかを意味し、その対象が同性の方であったり、両性の方であったりする場合のこと

○性自認 自分自身の性をどのように認識しているかを意味し、その認識が生物学的な性と一致しない方がいる場合のこと

パートナーシップの宣誓をすることができない関係

※下図の近親者同士の宣誓はできません。

○囲み数字は親等、二重線囲みは血族を表します。



2 宣誓手続きの流れ

宣誓と予約は、次の場所と時間にてお願いします。

- たつの市役所 人権推進課

(たつの市龍野町富永1005番1 市役所本庁舎 本館1階)にて、

- 平日(年末年始を除く。) 8時30分～17時15分(12時から13時までを除く。)

(1) 宣誓の予約

① 予約の連絡

宣誓日の原則3日前までに、来庁、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で、
宣誓日時をご予約ください。

② 予約時の確認事項

- 宣誓希望される日時 (第2希望まで)
- 宣誓されるお二人の氏名
- 外国籍の方の場合は、国籍
- 代表の方の日中の連絡先

(2) 必要な書類

- マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等で本人の顔写真が添付された書類
- 戸籍抄本等独身であることを証明する書類
※ 宣誓日以前3か月以内に交付されたものをお願いします。
- 外国籍の方の場合は、在日本大使館や領事館等が発行した独身証明書、婚姻要件具備証明書等
※ その際は、日本語訳の添付をお願いします。

- 通称名の使用されている場合は、会員証、ハガキ等で、日常生活において当該通称名を使用していることを確認できるもの

(3) 宣誓の当日

- ① ご予約いただいた日時に、必ずお2人で人権推進課にお越しください。
- ② 相談室又は会議室にご案内します。
- ③ 宣誓の証として、「パートナーシップ宣誓書兼確認書」をご提出ください。
- ④ (2) 必要な書類を確認させていただきます。
※ 書類に不備や不足がある場合は、宣誓をお受けすることはできません。
- ⑤ 「パートナーシップ宣誓書受領証」を1通交付します。
- ⑥ 「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」お1人につき1枚ずつ交付します。
※ ⑤⑥の受領証等の交付までに1時間程度のお時間をいただきます。

Ⅲ 宣誓後について

Ⅰ パートナーシップ宣誓書受領証明カード等の利用

「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」の提示により、お2人が宣誓者であることを証明します。

- ・行政サービスでは、市営住宅の入居申込・同居申請などが可能となります。
- ・市民病院では、家族と同様に面会や病状説明を受けることができます。

なお、民間事業者では、一部携帯電話会社の家族割や生命保険の受取人となることなど、詳しくは各事業者にお問い合わせください。

2 受領証等の再交付

受領証等の紛失や汚損などの事情により再交付を希望される場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

3 受領証等の内容変更

氏名、通称名などの受領証等の記載事項が変更する場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

その際、「パートナーシップ宣誓書受領証」とお2人分の「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」と変更内容が確認できる書類を添付してください。

4 受領証等の返還

次の場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」により届出をしてください。

その際、「パートナーシップ宣誓書受領証」とお2人分の「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を返却してください。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外へ転出したとき
- (4) その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

IV 様式集

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書兼確認書

たつの市長 様

私たちは、たつの市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、互いを人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

なお、宣誓に当たり、私たちの住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

宣 誓 者		
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名等		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連 絡 先		
宣 誓 日	年 月 日	
※ 外国籍の方の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。 ※ 通称名を使用して宣誓を行った場合は、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードの氏名欄には通称名を記載します。		

添付書類

- (1) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓しようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をしようとする者の個人番号カード、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって本人の顔写真が貼付された書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

次の事項について相違ないことを確認し、パートナーシップの宣誓を行います。

(氏名)	(氏名)	確認事項 (必ずお二人でチェック☑をしてください。)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	いずれか一方又は双方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束しています。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双方が市内に住所を有しています。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	宣誓日において、双方が民法が定める成年に達しています。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双方に配偶者 (事実上の婚姻関係にある者を含む。) はいません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	双方に宣誓者以外の者とパートナーシップの関係はありません。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	民法第 734 条 (近親者間の婚姻の禁止)、第 735 条 (直系姻族間の婚姻の禁止) 及び第 736 条 (養親子等間の婚姻の禁止) に該当しません。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

氏名

_____ 様 _____ 様

戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

_____ 様 _____ 様

生年月日 年 月 日 生年月日 年 月 日

宣誓日 年 月 日

受付番号 第 号

たつの市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書兼確認書を受領しました。

お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、自分らしく、いきいきと生活されることを応援いたします。

たつの市長



この受領証の提示を受けられた皆様へ

たつの市では、どのような性的指向や性自認であっても、ありのままの姿で社会の一員として認められ、自分らしい生き方ができるよう、性的マイノリティの方に対する「たつの市パートナーシップ宣誓制度」を行っています。

当制度は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありませんが、たつの市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。

様式第3号 (第6条関係)

(表面)

第 号	
パートナーシップ宣誓書受領証明カード	
たつの市が定めた要綱に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。	
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日 年 月 日	
受付番号 第 _____ 号	
たつの市長 印	

(裏面)

この受領証明カードの提示を受けられた皆様へ
たつの市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証します。
この制度は、婚姻のような法律上の効果が生じるものではありません。
戸籍上の氏名等
_____ 様 _____ 様
緊急連絡先

様式第4号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日

たつの市長 様

(申請者)

氏 名

戸籍上の氏名等

生年月日

_____ 年 月 日

_____ 年 月 日

年 月 日付で宣誓し、交付されたパートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓書受領証明カードの再交付を受けたいので、たつの市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により申請します。

1 再交付を希望する受領書（をしてください。）

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

2 再交付が必要となった理由（いずれかにをしてください。）

紛失 汚損 破損

様式第5号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

たつの市長 様

（届出者）

住所

氏名

生年月日

年 月 日

次のとおり、たつの市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、宣誓事項の変更があったため届け出ます。

変更事項（該当する事項の変更内容を記載してください。）

宣誓事項	変更前	変更後
氏名		
通称名		
住所		
その他		

添付書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証明カード
- (3) 変更事項が確認できる書類

様式第6号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

年 月 日

たつの市長 様

(届出者)

氏 名

戸籍上の氏名等

生年月日

年 月 日

年 月 日

住 所

たつの市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受領証明カードを返還します。

返還の理由（いずれかに☑をしてください。）

宣誓者の意思によるパートナーシップの解消

・ 解消された日 年 月 日

宣誓者の一方の死亡

・ 亡くなった方

・ 亡くなった日 年 月 日

たつの市外への転出

・ 転出先 市・町

・ 転出日 年 月 日

たつの市パートナーシップ宣誓制度手引書
2022年4月 発行

たつの市 市民生活部 人権推進課
(たつの市龍野町富永1005番地1)

TEL: 0791-64-3151

FAX: 0791-63-2594

メール: jinkensuishin@city.tatsuno.lg.jp